

第1号様式（第6条関係）

伊勢原市協働事業提案書



28年9月26日

伊勢原市長 殿

住 所 神奈川県伊勢原市板戸484-1

団体名 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会伊勢原支部

代表者氏名 藤川 好一(伊勢原支部長)



伊勢原市市民協働事業提案制度実施要綱第6条の規定により、次のとおり提案します。

提案区分	☒ 市民提案型協働事業 ☐ 行政提案型協働事業
協働事業名	専門家(建築士)による景観資源調査と景観ビュースポットマップ事業
添付資料	(1) 団体概要（第2号様式） (2) 協働事業実施計画書（第3号様式） (3) 協働事業収支予算書（第4号様式） (4) 規則、定款、規約、会則その他これに準ずるものの写し (5) 会員、構成員の名簿の写し (6) 前年度の活動報告書及び収支決算書の写し

第2号様式（第6条関係）

団 体 概 要

平成28年 8月 31日現在

団 体 名	一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 伊勢原支部	
所 在 地	〒259-1145 神奈川県伊勢原市板戸484-1 (本会事務局：〒231-0032神奈川県横浜市中区不老町3-12 第三不二ビル2F)	
代 表 者	藤川 好一（伊勢原支部長）（小林 忠志（会長））	
設 立 年 月	1976 年 11 月	
会員の状況	会員 9 人（うち伊勢原市民 人）	
業 務 内 容	（一般社団法人神奈川県建築士事務所協会全体：778人） 別紙協会定款参照	
主な公益活動 の 実 績	・全国のまちづくり活動の情報交換やまちづくり専門家育成活動 ・景観整備機構指定への取組みと同機構事業実施（埼玉会、茨城会、大阪会、千葉会） ・応急仮設住宅コンペティション（全国規模）（H24 実施、H28 7月開催） ・東日本大震災復興支援活動等および県との災害協定締結（H27 6月） ・神奈川県内行政アンケート（H25 まちづくり関連）等情報収集活動の実施 ・神奈川県応急仮設住宅調査（H24～継続実施中）（県住宅課による調査委託事業） ・建築士定期講習事業等の法定団体活動全般 ・各市町村のまちづくり活動にエリア支部を中心として参加 活動多数	
連絡担当者	氏名	藤川 好一
	所属	（一社）神奈川県建築士事務所協会 伊勢原支部
	電話	0463-96-5395（（株）エフ設計）
	FAX	0463-96-6692（（株）エフ設計）
	e-mail	kfuji_fsekkei@ybb.ne.jp

協働事業実施計画書

協働事業名	専門家(建築士)による景観資源調査と景観ビュースポットマップ事業
事業の目的	伊勢原市における景観資源を、専門家(建築士)による調査により掘り起こしと分析を行い、通常であれば報告書を作成して終わることが多いが、調査分析を踏まえて市民や市外からの来訪者に向けたわかりやすいマップを作成して市民への情報提供や観光客等の誘致の一助とする。
事業内容	当協会によるまちあるきを開催し、調査票の取りまとめおよび多角的視点により専門家(建築士)による景観資源の掘り起こし実施し、地域特性や景観計画、景観条例のほかインフラ、ランドスケープなど都市計画的な要素も考慮して景観ビュースポットマップ提案を作成する。 H27実施した「写真コンテストと景観ビュースポットマップ事業」の内容も考慮した市民目線と、専門家(建築士)による市域外来訪者目線の共に含まれた内容とする。
スケジュール	単年度毎にマップを作成する。 1年目：伊勢原市写真コンテストを調査分析してマップを作成。(実施済) 2年目：建築まちづくり関係の専門家によるまちあるきを実施して、建築都市計画における景観の観点から調査分析してマップを作成。(今回) 3年目：市域外からの来訪者へのヒヤリング等による調査を実施して、観光客等の域外からの来訪者視点からのマップを作成。
協働の効果	景色景観を通して市民の郷土理解を深め、景観資源を市民、事業者及び市が協働で守り、活かし、及び育むための継続的な活動への展開が期待できる。 本事業を通して、歴史的景観や地域の魅力ある個性的な景観等、景観資源の発掘手法を構築し、景観法に基づく景観整備機構の指定制度等を活用して、第四の観光都市として観光客等来訪者誘致への効果も期待できる事業展開を図れるようにしたい。
役割分担	(市民活動団体の役割) ・景観資源の掘り起こし、分析・整理における労務提供 ・技術的な知識とノウハウの提供 ・アンケート、ヒヤリング、フィールドワーク等の調査の実施 ・関連資料の作成 ・制度活用や事業手法および施設整備等の提案作成 (市の役割) ・関係各所との調整 ・事業に伴う費用の補助 ・編集のアドバイス ・検証、効果測定の支援 ・イベント実施の支援

第4号様式（第6条関係）

協働事業収支予算書

協働事業名	専門家(建築士)による景観資源調査と景観ビュースポットマップ事業
団 体 名	一般社団法人神奈川県建築士事務所協会

収入の部

区 分	見 積 額 (円)	積算根拠 (数量、単価等)
市民活動団体事業費	50,000円	
市負担金	50,000円	提案型協働事業負担金
収入合計額	100,000円	

支出の部

区 分	見 積 額 (円)	積算根拠 (数量、単価等)
事務用品費	2,000円	アンケート用ボールペン、クリップ等 @400
印刷・通信費	41,600円	ヒアリングアンケート用紙(A4:10円) 4枚 @400 マップ作成・報告書製本 20冊 @2,000
保険料	10,000円	FW調査10名×2回 @500
旅費・交通費	40,000円	FW調査 10名×2回 @1,000 情報収集・打合せ等 5名×4回 @1,000
使用料・借り上げ料	6,400円	写真展示、アンケート等会場使用料
支出合計額	100,000円	

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 伊勢原支部 会員名簿

平成28年8月31日現在

事務所名	指定代表者	〒	事務所所在地	TEL	FAX
株式会社エフ設計	藤川 好一				
1級建築士事務所有限会社昭和建築設計事務所	足立 武雄				
三橋建設産業株式会社一級建築士事務所	三橋 要				
有限会社小山建築設計事務所	小山 輝彦				
株式会社トーシンホーム一級建築士事務所	藤江 伸二				
株式会社サンケンエクステリア二級建築士事務所	萩原 清光				
一級建築士事務所有限会社内田工務店	内田 幸夫				
有限会社石井工務店	石井 匡志				
FREAK'S建築設計	山本 博司				

「専門家（建築士）による景観資源調査と景観ビュースポットマップ事業」に関する 協働事業協定書

伊勢原市（以下「市」といいます。）と一般社団法人神奈川県建築士事務所協会伊勢原支部（以下「市民活動団体」といいます。）は、「専門家（建築士）による景観資源調査と景観ビュースポットマップ事業」（以下「事業」といいます。）に関し、次のとおり協働事業の協定を締結します。

1 協定の目的

本協定は、事業の実施に当たり、市と市民活動団体との間の関係や役割分担、相互協力の内容等を定めるものです。

2 協働に関する原則

市と市民活動団体とは、協働の精神に基づいて、お互いに次の原則を遵守します。

- (1) お互いが対等かつ協力的な関係を保つよう心がけます。
- (2) お互いの立場を理解・尊重し、自由に意見を交換できる関係をつくります。
- (3) お互いの活動を理解し、その主体性・自主性を尊重します。
- (4) 個人情報の保護に考慮しながら、協働の過程や結果等の情報を公開し、市民の理解を得るように努めます。
- (5) 多様な市民の意見を集め、中立性・公平性を担保します。
- (6) 一定の時期に事業の効果を検証・評価し、改善を行うとともに、事業の継続の可否についても検討します。

3 事業の内容

(1) まち歩きの実施

平成27年度に作成した市民目線の景観ビュースポットマップを踏まえ、専門家によるまち歩きを実施し、景観資源を抽出します。

(2) 景観ビュースポットマップの作成

まち歩きの結果を基にして、景観計画の基本方針を考慮した専門家目線の景観ビュースポットマップを作成します。

(3) 景観まちづくりの検討

景観ビュースポットマップを通じて、本市の景観まちづくりの新たな可能性を模索し、景観計画の推進や景観条例の制度活用に関する検討を行います。

4 役割と責務

(1) 市の役割と責務

ア 情報提供

市は、市民活動団体に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。

イ 分担業務

(ア) 必要に応じて、関係各所との調整を図ります。

(イ) 必要に応じて、市広報及び市ホームページにより、事業の周知を行います。

(ウ) 事業実施に当たって、助言やアドバイスをを行います。

ウ 経費の負担

市は、別紙に定める経費を予算の範囲内で負担します。

なお、市の負担金は、「印刷・通信費」、「保険料」及び「旅費・交通費」に充てるものとします。

エ 報告書に関すること

市は、市民活動団体が作成した報告書の内容を検討し、本市の景観まちづくりに生かすよう努めます。

(2) 市民活動団体の役割と責務

ア 情報提供

市民活動団体は、市に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。

イ 分担業務

(ア) 事業の目的を達成するため、事業を総括します。

(イ) 景観資源の掘り起こし、分析・整理及び景観マップ作成の労務を提供します。

(ウ) 景観まちづくりの技術的な知識とノウハウを提供します。

(エ) 景観まちづくりの制度活用等に関する検討を行います。

(オ) その他、事業に関わるすべてを行います。

ウ 経費の負担

市民活動団体は、別紙に定める経費を負担します。

エ 情報公開

市民活動団体は、本事業の経過・内容・成果等について、より多くの市民の目に触れるように広く一般に情報公開や情報提供をします。

オ 個人情報の保護

市民活動団体は、事業を実施する上で知り得た情報のうち、個人情報に関するものについては、市の個人情報保護条例に基づいて個人情報の保護を行います。

5 相互の連絡調整

市と市民活動団体は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、会議等を開催して協議します。

6 協定の有効期限

本協定の有効期限は、平成29年3月31日までとします。

7 事業の評価等

市と市民活動団体とは、事業完了後に事業内容について評価を行います。

8 その他

本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義等が生じた場合は、市民活動団体と市で協議して定めるものとします。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、市民活動団体は、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

平成28年12月20日

(市)

伊勢原市田中348番地

伊勢原市長 高山 松太郎



(市民活動団体) 伊勢原市板戸484-1

一般社団法人

神奈川県建築士事務所協会伊勢原支部

支部長 藤川 好一

